

「滋賀県都市計画基本方針（仮称）」について

1 背景・目的

近年の人口減少、少子高齢化、市街地拡散などを背景として、都市を取り巻く環境が大きく変化していることから、都市居住者の生活を支える日常生活圏での医療・福祉、子育て、商業などの生活サービスの提供や地域公共交通の維持・確保が困難になる恐れがある。また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等の防災まちづくりの視点も求められていることから、居住を含めた都市活動を計画的に誘導・集約を図りつつ、地域公共交通、医療・福祉、防災等の各種施策と連動したまちづくりを進めることが必要となる。

このような状況に対応し、持続可能で誰もが暮らしやすい安全・安心のまちづくりを目指すため、県の都市計画のあり方を示す「滋賀県都市計画基本方針（仮称）」を令和3年度に策定する。

2 役割・位置付け

「滋賀県都市計画基本方針（仮称）」は、法定計画ではないが、都市計画区域マスタープラン策定（改定）の基本的な考え方や、個別都市計画決定についての広域的な方向性を提示する。

滋賀県都市計画基本方針（仮称）
〔県の都市計画のあり方を示すもの〕
策定主体：県 対象：県土全域

踏まえて策定

法定計画

都市計画区域マスタープラン
〔大津湖南都市計画区域 他10区域〕
策定主体：県 対象：都市計画区域

即して策定

都市計画マスタープラン
〔市町マスタープラン〕
策定主体：市町 対象：市町の区域

◆滋賀県都市計画基本方針（仮称）の構成イメージ

都市づくりの理念と方向性

○拡散型都市構造脱却を目指した都市づくり等

目指すべき都市構造の基本的な考え方

○都市機能の誘導を図る拠点及び公共交通軸の設定等

目指すべき都市構造実現のための方針

○都市計画区域の土地利用のあり方、公共交通軸の強化、大規模集客施設や工業系用途の適正な立地誘導、都市居住の安全確保、自然環境の保全・創出等

3 スケジュール

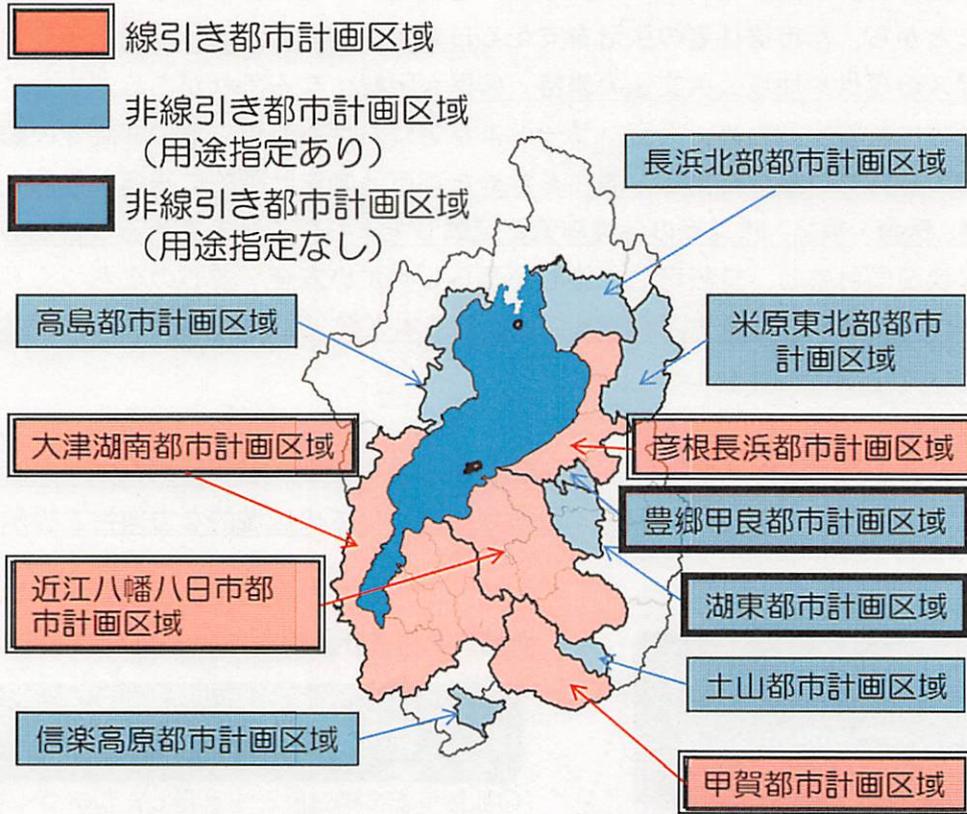
○令和元年度：現況調査

○令和2年度：基本方針（素案）の検討

- ・市長会および町村会への趣旨説明・意見交換
 - ・滋賀県都市計画審議会専門委員会（有識者会議）での検討
 - ・都市計画基本方針検討会議（全19市町、庁内関係各課で構成）での検討
- ※ 基本方針の検討状況を常任委員会に適宜報告

○令和3年度：
基本方針の策定、
運用指針の策定

【参考】 滋賀県都市計画総括図



- 本県においては、11の都市計画区域が存在。
- 県がそれぞれの区域ごとに「都市計画区域マスタープラン」を策定済。